

箕面粟生第二住宅自治会 カラオケ利用運用規約

第1条 【目的】

自治会会員（以下「会員」と称する）の懇親と親睦を保ち、楽しく活用していただくことを目的とし、管理・運営について必要な事項を定める。

第2条 【運営、管理】

自治会がカラオケ機器、使用の管理及び利用料金の徴収を行う。

第3条 【利用権】

会員である者が利用資格を有するものとする。
但し、会員者が同伴する非会員1名までは利用資格を与える。

第4条 【利用資格】

カラオケ利用者は、管理組合事務所にその7日前までに部屋の使用について申請することとする。申込書に会員氏名及び棟、号、人数など必要事項を記入すること。
定期使用に関しては、使用予定の一か月前までに申請し、管理組合の許可を得ること。
双方とも、管理組合の許可後、自治会に利用の申込を行う。

第5条 【利用時間】

利用できる時間は下記の通りとする。
午前10時～午後1時(3時間) 午後1時～午後4時(3時間)

第6条 【利用料金】

利用料金は利用者1名につき1回分(3時間)が300円とする。
利用名簿に記入の上、都度、代表者が自治会に支払う。

第7条 【鍵の管理】

定期使用者は、カラオケ機器ボックスの鍵を各グループ代表者に貸与する。
貸与期間は1年間とし、毎年3月末に切替の手続きを行う。

第8条 【規約の変更】

この規約は自治会役員会において役員3分の2以上の出席により、その過半数を持って決定する。

《附則》

この規約は平成30年2月11日より実施する。